令和8年度 第2回 原爆被爆者定期一般健康診断

問い合わせ　保健医療課　☎59-2153

被爆者健康手帳を持っている方の健康管理を目的として、年2回定期健康診断を実施します。対象者には、10月末に個別に通知しています。

定期健康診断

市内の委託医療機関での健診です。

第2回

11月2日(月)～令和9年2月27日(土)

申し込み

希望する医療機関（表）に直接申し込んでください。

注意事項

○受診時は、被爆者健康手帳または健康診断受診者証を提示してください。
○交通手当が支給される場合があります。該当地区の方には説明書と申請書を同封していますので、受診前に読んでください。

希望による健康診断

定期健康診断のほかに「希望による健康診断」（検査項目は定期健康診断と同じ。市外の委託医療機関でも可能）を年2回受けることができます。また、「希望による健康診断」のうち、1回は「がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・多発性骨髄腫）」に代えることができます。

「希望による健康診断」を実施している医療機関は県被爆者支援課（☎082-513-3116）に問い合わせてください。



医療機関名	ところ	電話番号
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138
阿多田診療所	阿多田403-2	53-7061
山下ケアクリニック	新町1-2-7	54-0852
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337
シルククリニック	本町1-5-6	52-3313
本町医院	本町2-15-17	52-4427
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233

受診は無料 被爆二世健康診断

問い合わせ
県被爆者支援課　☎082-513-3116

対　象

両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する県内に居住する方
○広島被爆…昭和21年6月1日以降に生まれた方
○長崎被爆…昭和21年6月4日以降に生まれた方

健診費用

無料

申し込み

令和9年1月31日(日)まで県ホームページから電子申請できます。

保健医療課、各支所に備え付けの専用はがきで県被爆者支援課に郵送で申請もできます。

その他

○詳しくは、保健医療課などに設置しているリーフレット「令和8年度被爆二世健診のお知らせ」をご覧ください。
○希望者には被爆二世健康記録簿を渡します。問い合わせは保健医療課（☎59-2153）または県被爆者支援課へ。

実施期間

令和9年2月28日(日)まで
※精密検査は令和9年3月10日(水)まで

健診場所

リーフレット「令和8年度被爆二世健診のお知らせ」に掲載の実施医療機関一覧のうち、希望する医療機関で受診できます。

11月8日(日)▶14日(土) いい歯の週間

問い合わせ
保健医療課　☎59-2153

県は、広く歯と口腔（こうくう）の健康づくりについての関心と理解を深め、積極的な歯科疾患の予防を促進するため、11月8日を「いい(11)歯(8)の日」、11月8日から14日を「いい歯の週間」とし、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。

いつまでもおいしく、楽しい食事をとるためには、口の中の健康を保つことが大切です。気軽に相談できる「かかりつけ歯科医院」を持ちましょう。

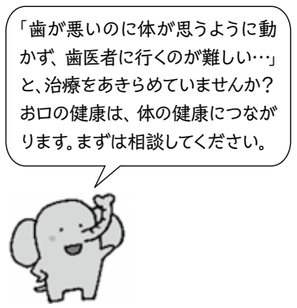

自宅で治療 訪問歯科診療 口腔ケア

歯科医師と歯科衛生士などが訪問して健診を行い、必要な方には訪問歯科診療や口腔ケアを行います。

対　象

○歯科診療所への通院が困難な在宅寝たきり障害者
○65歳以上の在宅寝たきり高齢者

料　金

健康保険の自己負担割合に応じた負担が必要

申し込み

月曜日から金曜日（祝日は除く）までの9時30分から12時までに在宅歯科診療センターへ。

在宅歯科診療センター スタッフ募集

歯科衛生士
歯科助手

在宅寝たきり高齢者・障害者などの訪問歯科健診や口腔ケア事業を運営するため、歯科衛生士・歯科助手として従事できる方を募集します。

訪問歯科診療に関心のある方、まずは連絡してください。

申し込み

月曜日から金曜日（祝日は除く）までの9時30分～12時までに在宅歯科診療センターへ。

在宅歯科診療センター
☎ 52-5285

※留守番電話につながった場合は、氏名と電話番号を伝えてください。折り返しセンターから連絡します。

後期高齢者の歯科健康診査

問い合わせ
県後期高齢者医療広域連合歯科健診コールセンター
☎050-3385-2774
県後期高齢者医療広域連合業務課
☎082-502-3060

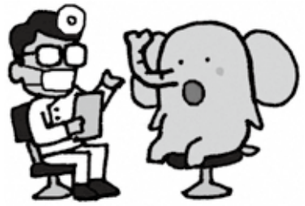

県後期高齢者医療広域連合では、令和7年度に75歳になった後期高齢者医療制度の被保険者の方を対象に、歯科健康診査を実施しています。

歯科健康診査で歯や歯肉、お口の状態などをチェックすることで、食べ物をかんだり、飲み込んだりする力の低下や肺炎などの病気を防ぎ、オーラルフレイルの予防につながります。

※オーラルフレイルとは、食べ物をかんだり、飲み込んだり、話したりするための口腔（こうくう）機能が衰えること。

健診期間

12月31日(木)まで

対　象

令和7年度に75歳になった後期高齢者医療制度の被保険者（昭和25年4月1日～昭和26年3月31日生まれ）
※対象者には、8月に受診券などを送付しています。

健診費用

無料
※一部の検査や治療費などは有料となります。

受診できる歯科医療機関

受診券に同封している医療機関一覧をご覧ください。